

フィンランド福祉国家のジェンダー・バイアスと フェミニスト・ジレンマ

高橋睦子*

本稿は、フィンランド福祉国家におけるフェミニスト・ジレンマの根源の解明を試みることを趣旨とする。まず、戦前期（1945年以前）のフィンランドの母性観の歴史的展開についてディスコース分析に基いて概観し、現在の家族関係と就労形態の特徴を他の北欧諸国との比較を含めて論じる。さらに、女性労働への社会支援として不可欠な育児制度について、自治体保育、自宅育児および民間保育の実施状況を中心に議論し、とくに昨今の国会討論や世論の動きを解読しつつ、育児のありかたをめぐるイデオロギー対立を種々の見解の比較を通じて分析する。

This article aims to analyze the causes of feminist dilemma in the Finnish Welfare State. The discussion starts with a brief overview of the historical development of the notion of motherhood in Finland before 1945 through discourse analysis. The distinctive features of family and working life in contemporary Finland will also be examined by offering the comparative analysis on similarities and diversity in child care systems in Nordic countries. Moreover, in regards to the child care system which is the essential social support for working women, the main focus of discussion will be placed on the child care services provided by local governments, the child care by parent(s) at home and the private child care services. The recent development of social discourses on child care will be studied by analyzing the parliamentary debates and other public opinions that have manifested conflicting and diverse ideologies on child care in Finland.

はじめに

フィンランドでは、今日、男女平等の推進・支援のために各種の法・社会制度が整備され、国際的水準からしても女性の社会進出度が高い。しかし一方では、職業選択における性別職業適性観は維持される傾向にあり、現実にも職種別に男女が不均等に分布している状況には抜本的な改善・変化の兆しはみられず、平均賃金水準においても男女間の格差が克服されていない状況にある(高橋, 1999a)。法制度面では機会の平等がほぼ達成されているが、男女間の経済的不平等は解消されず、結果の平等には到達していない。また、賃金就労を通じての女性の社会進出は、女性が家事・育児労働と賃金労働との二重労働を掛け持ちするという形で達成されていることが少なくない。

このようなジレンマから、フェミニスト研究者たちは、基本的には「女性に優しい」はずのフィンランド福祉国家の「官製フェミニズム」に対して、批判的なまなざしを向け続けている(高橋, 1999b)。本研究は、アカデミックな問題意識としてのフェミニスト・ジレンマを、筆者がフィンランドその他北欧諸国の研究者と共有していることを出発点としている。以下では、フィンランドの母性観の歴史的展開について概観し、現在の就労形態と家族関係の特徴を他の北欧諸国との比較を含めて論じる。さらに、女性労働への社会支援として不可欠な育児制度について解説し、とくに育児をめぐる昨今のイデオロギー対立を種々の見解の比較を通じて分析し、フィンランド福祉国家におけるフェミニスト・ジレンマの根源を解明する。

1. フィンランドにおける母性観の歴史的展開

(1) 歴史的概観

フィンランドでは、女性労働の普及は、第二次世界大戦後の国内経済の構造変化に大いに影響され、サービス業種を中心とした賃金労働の急速な普及に呼応するものである。現代フィンランドでは、福祉国家の所得再分配機能によって市民間の経済格差の是正が図られ、1918年の内戦後に長らくフィンランド社会に影を落とした社会階級の差異や政治イデオロギーの対立は大いに融和されている(Heinonen, 1993, pp. 29-31)。しかし、フィンランドにおける女性の社会的地位や女性労働の変化を長期的な視点で捉えようとするならば、現在のように中流化の進んだフィンランド社会だけではなく、1917年の独立前後のように社会階級の格差が明確であった過去の歴史にも目を向けなければならない。Ritva Nätkinは、19世紀後半から1930年代頃までのフィンランドにおける女性問題の議論の展開を理解する上でも、有産階級や労働者階級といった社会階級概念の有効であると指摘している(Nätkin, 1997, p. 34)。以下では、フィンランドの社会階級やジェンダー関係を表わすフィンランド語の語彙について、その意味、ニュアンスおよび用いられ方の変遷を歴史的な視点から検討する。

例えば、"kotirouva"というフィンランド語は、自ら生活の糧を稼ぐ必要のない中産既婚女性あるいは家庭婦人を意味し、日本語の専業主婦にほぼ相応する。しかし、今日のフィンランドではこの"kotirouva"という言葉は死語化し、日本語の(専業)主婦概念をフィンランド語で一言で表現することは不可能に近い。あえて類似語を挙げれば、"kotiäiti"という言葉は現代フィンランド語でもよく用いられているが、これは、既婚・未婚・非婚に関係なく、出産・両親休業制度や育児休業制度を利用して主に3歳未満の子供の育児のために一時的に職場を離れて自宅にいる母親を意味する。"kotiäiti"とは、通常は働いているはずの女性が一時的に家庭で育児に専念している例外的な状況を指し、母親は、家庭にとどまり主婦化するのではなく、やがては仕事に復帰することが普通と考えられている。

結婚しているか否かということ自体がステータスにはならない現在のフィンランド社会では、もはや"rouva"(夫人)という肩書きそのものもすたれている。かつては、"rouva"は"herra"と対の関係にあって"herrasväki"という有産階級を形成していたが、中流化が進んだ今日のフィンランドでは時代錯誤のニュアンスがある。戦後の急速な経済・社会変動が一層"kotirouva"という語をすたれさせていったと考えられる。"herrasväki"有産階級の家庭では、家庭婦人の家事労働を補助するために賃金を払って住み込みの女中"piika"を雇うことが少なくなかった。

都市部の有産階級や上流家庭を代表したのが"herrasväki"であれば、農村社会での自作農は"talonpoika"と呼ばれ、自作で農業に従事する主人"isäntä"に対して家庭・家事を取り仕切ったのは"emäntä"と呼ばれる既婚女性・女主人であった。小作農は"torppari"と呼ばれ、老若男女を問わず主に一年毎の労働契約によって自作農に労働力を提供することで生活の糧を得た(Talve, 1979, p. 155, p. 162)。*"torppari"*の生活はその日暮しに近く、労働契約は人身売買的な性格を帯びたもので、どのような自作農に雇われるかによって生活が大きく左右されがちであった。また、19世紀半ばにフィンランド農村部で生じた人口増加は、"torppari"小作農業従事者層の労働力過剰を意味した。過剰労働力の大半は都市部で単純労働者として工場労働者"työväki"となるか、あるいは、有産階級家庭への住み込み労働者等として労働市場に再吸収されていった。

現在では、"työväki" という労働者・プロレタリアートといった政治イデオロギーのニュアンスの色濃い用語に替って、"työntekijä" (就労者)¹ という語が普及しているが、これは、賃金労働そのものが大幅に普及した労働市場の現状を反映している。"työntekijä" は "palkkatyöntekijä" (給与就労者) や "palkansaaja" (給与所得者) とほぼ同義であり、工場労働など製造業的な労働を強調するのであれば、"teollisuustyöntekijä" という用語もある。"työnantaja" は雇用者一般を指す言葉であり、"herrasväki" といった古典的な資本家といったニュアンスはない。

(2) 母性論と家政イデオロギー

Irma Julkunen (1988 [1986], pp. 33-34) によれば、フィンランドで女性が初めて団体で意志表示を行なったのは、1876年に Minna Canth を世話人とする禁酒運動への署名活動であり、1,452名の女性が署名に参加した。当時の禁酒運動の盛り上がりには、他の欧米諸国の影響もあったと考えられている。フィンランドの女性活動家たちが女性運動のために自らを組織化し始めたのは1880年代以降のことであり、1884年にはフィンランド女性協会 (Suomen Naisyhdistys) が設立され、1892年には同協会から一部が独立しフィンランド女性問題連合同盟 (Suomen Naisasiainliitto Unioni) が結成された。20世紀初頭には、労働運動の一翼としても女性団体が結成された一方で、知識人層や有産階級の女性活動家たちは、各種の救貧・禁酒・道徳啓蒙などの社会改良的な分野で活躍した (Helén, 1997, p. 144)。1930年代頃までのフィンランドでは、女性活動家や女性評論家たちの関心事項は、今日のように仕事と家庭・育児の両立ではなく、むしろ母性論が中心であった。社会における女性の在り方について、女性問題評論家たちは、しばしば母親役割に社会的な意味を見い出そうとしたようだ。

たとえば、Minna Canth は、19世紀末のフィンランド語による女性解放評論の草分けであるが、「腐った社会に女性を縛り付けている束縛から女性は解放されよ。時期が熟す時、女性よ、人間社会の母親として、養育者として王座につけ」と述べている (Canth 1885/1994, pp. 112-113; 引用 Helén, 1997, p. 146)。20世紀初めには、フィンランド女性問題連合同盟会長 Lucina Hagman は、「家庭での母親らしさの理想に社会が一層調和するよう、大きな家としての社会の新らたな創造に参加するため、女性が家庭の外へ出ることは重要である。フィンランドの女性よ、今こそ家庭の精神を社会と国のいたるところへ掲げよう。そうすることで、家とその理想が人間の活動のすべての分野において支持されよう」と述べている (Hagman, 1906, p. 18; 引用 Helén, 1997, p. 145)。母親の役割に社会的な意義と女性らしさというジェンダーを見い出し強調する論点は、男女平等が法律上も十分に保障されず女性が男性への従属を強いられがちな社会に対する批判のみならず、さらに、有産階級の女性解放運動の要求と目標について根拠を与えるものであった。

こうしたフィンランドの母性論のモデルとしては、1840~1850年代にスウェーデンの女性評論家 Frederika Bremer が指摘した "samhällsmoderlighet" (社会的母性) の概念があったとされる。フィンランドでは1860年代に Wilhelm Bolin や Uno Gygnæus が、女性教員や看護婦の職務が母親の役割に近く、こうした職業が女性にとって害悪にはなりえないという見解を示し、社会的母性に共鳴している (Helén, 1997, pp. 144-145)。女性運動の黎明期に有産階級の女性によって展開された女性問題評論では、家 (koti) と母親 (äiti) というキーワードは、文字どおり個々の家庭生活の問題のみならず、一般的に女性的な特性をも要約する言葉であった。つまり、母親が核家族家庭で女性らしい慈しみをこめて行なう養育や保護は、女性の特性を社会的活動として具現

化したもので、母親の愛情に基づく家事労働と母親としての使命感は女性の社会的活動の根本・目標になると考えられていた(Helén, 1997, p. 146)。¹

内戦(1918年)以前には、有産階級や労働者運動の女性団体は、衛生啓蒙家や児童保護活動家らとともに、労働者の家庭の基盤や母親の健康を守り、非有産階級の母親が自力で家庭生活を改善できるように啓蒙することを目指していた。福祉国家が存在していなかった時代、女性団体は、1850年代以降の有産階級の女性団体(rouvasväenyhdistykset)による活動を筆頭に、自発的な慈善活動を展開し社会に貢献した(Jaakkola, 1994, p. 144)。衛生啓蒙家は家屋を清潔に保つよう、小児科医は正しい育児について、また、女性問題活動家が1899年に設立した Martta 協会は家事労働の改善や工夫について、それぞれ女性に助言した。1904年設立の Maitopisara(ミルクの一滴)協会は、非有産階級の乳幼児に牛乳を分け与え、子どもの健康管理について母親にアドバイスする活動を展開した。

この時期、民間の慈善団体の活動は家庭訪問事業を中心に展開され、後に都市部では自治体による困窮家庭への監督・ケア制度として定着していった(Helén, 1997, p. 202; Turpeinen, 1987, pp. 357-360)。独立と内戦を経た1920年代以降は、たとえば「家庭の母親」協会などが組織化を進め問題をかかえる家庭を支援啓蒙活動を展開した。Martta 協会は活動の輪を拡げ、社会民主主義派の女性団体も独自の家計啓蒙活動を開始し、1920年に創設されたマンネルヘイム児童保護連合は、児童・母親・教育相談所を開設するとともに1930年代末にはホームヘルパーの育成に着手して家庭生活の身体・精神面での啓蒙と健全化に務めた(Helén, 1997, pp. 202-203)。

1920、1930年代には、家政イデオロギー(kotitalousideologia)がフィンランドに広まり、女性・少女の職業教育に深く影響を及ぼした。このイデオロギーを支持した女性運動家たちや女性団体は家政運動(kotitalousliike)を展開し、家事労働に対する社会的評価の向上のために、少女・女性・母親を対象にさまざまな方面から家事の社会的意義を強調した(Kaarinen, 1995, p. 73)。家政運動の究極の目標は、女性の家事労働を男性の家庭外での労働と対等な地位にまで引き上げ、家事労働の延長線上の職種への女性の進出を奨励し助長することで女性の職業的自立を推進することであった。家政運動の一環として女性雑誌も発刊され、その一部は今日まで存続している。当時のフィンランドで家政イデオロギーが社会的に広い支持を得た背景としては、ナショナリズムの高揚に関連した現象、とくに、国家の将来を大いに左右する問題として家庭や育児が社会的関心を一層集めるようになった点が指摘されている(ibid., p. 84)。

このように、戦前期のフィンランドの母性論の特徴としては、まず、階級間の格差を反映して、有産階級による労働者階級への啓蒙・慈善活動に根拠を与えるものであった点が指摘できる。まだ福祉国家が存在しなかった時代、困窮者や困窮家庭を対象とした救済・改良事業は少なからず啓蒙・慈善活動的な性格を帯びていた。また、労働運動の一翼としての女性活動家も、女性の地位向上を論じる際には、母親役割の延長線上において女性の本格的な社会進出を主張していた。児童保護も、主として、母親のあるべき姿や母親が果たすべき役割という規範的母性論を出発点として展開された。一方、Kaarina Vattulaによれば、戦前期のフィンランド社会では女性労働、母親役割、子どもの居場所および家事労働について生じがちな対立や矛盾についての議論も絶えなかった(Vattula, 1989, p. 24)。

前述の「社会的母性」は、母親役割と教職や看護といった特定の職種とのつながりを積極的に支援する性差肯定・性差最大化論であるが、ケア・ワークに女性が大量進出している今日の

フィンランド福祉国家の状況を考える際、すでに過去において社会的母性が取り沙汰されていた意義を改めて認識せずにはいられない。男女の対等・平等が強調される現在、もはや社会的母性などと公言する評論家や研究者はフィンランドでは皆無に等しい。社会的母性が語られた社会的文脈はあくまでも階級格差が歴然として存在した戦前のフィンランドに限定され、現在の中流化の進んだフィンランドでは、もはや家庭婦人・主婦も消滅し社会的母性を語ることは時代錯誤的な響きを伴なう。しかし、職種別の男女不均等分布が解消されていない労働市場の現状からすると、性差肯定論としての社会的母性や家政イデオロギーは、克服されていないどころか、むしろ、福祉国家にとって不可欠な支柱の一つになっていると考えられる。

女性労働の展開では、19世紀から20世紀初めには既婚女性は独自のカテゴリーとして労働人口には含まれておらず、既婚女性を含む女性が、婚姻状況にかかわらず自らの職業によって統計上のカテゴリー分けの対象となったのは1950年代以降のことである(Kinnunen, 1996, pp. 47-48)。Elina Haavio-Mannila(1970, p. 57)は、1950年代から1960年代にかけて既婚女性が大量に労働市場に参入し、多くの場合、女性は、農業における家族の一員としての補助的労働力から賃金労働へと直接移行していった(ibid., p. 57, p. 172)。Liisa Rantalaahoによれば、フィンランドの女性労働は、第二次世界大戦後の産業構造の急激な転換によってサービス部門に重点が移り、雇用労働が最も一般的な就労形態になった労働市場に定着した(Rantalaaho, 1997, p. 26)。こうして、戦後の急速な工業化と都市化のもと、フィンランドの既婚女性は家庭にとどまって主婦化するのではなく働き手として職場・社会進出していった。

2. 今日のフィンランドにおける就労形態と家族関係

現在のフィンランドは、性別に係りなく成年市民の誰もが労働市場に参加し生計を立てることが定着しているという点で、Anne Lise Ellingsæter (1998)のいう「共働き社会」(dual breadwinner society)の北欧型福祉国家の一員である。子どもの有無、あるいは、既婚・未婚・非婚にかかわらず、女性も男性と同様に働くことを当然とする社会慣習が定着している(Silius, 1995)。したがって、現代の北欧社会では、結婚や出産を機に職場を辞して家庭に入るといった考え方は奇異なものとして受け取られる。税制面でも、フィンランドでは、日本のように一定限度額以下の配偶者の就労所得に対する税控除といった「主婦」を優遇する措置はない。フィンランドの女性の労働力率は、日本のようなM字型カーブではなく、逆U字型カーブを描き、女性労働では出産や育児の後の仕事への復帰が定着している。このような一般的な女性労働のプロフィールからすれば、北欧型「共働きモデル」は、ジェンダーに対して中立的な社会であるかのようにもみえる。

フィンランドの「共働きモデル」では、家庭と労働の両立のために、福祉国家が後見人的な役割を果たし、出産や育児への社会的支援体制が充実している。しかし、家事と労働の「二重労働・二重負担」、あるいは、育児者であると同時にまた就労者でもあるという「二重役割」に関する議論では、その主人公は女性(ヒロイン)であることが少なくない。単親家族に注目すれば、1997年のフィンランドの家族統計が示すように(表1参照)、単親家族はフィンランドでは全体の13.5%を占めるまでになっているが、大半が母親と子どもからなる家族であり、

父親と子どもから成る単親家族は少数派である。「二重労働」の担い手・主人公として男性（ヒーロー）が登場するケースもあるが相対的な比重は小さい。

<表1. フィンランドの家族類型 (1997年)>

家族類型	合計		0-17歳の子ども いる家族		0-6歳児のいる 家族		1家族あたり の平均人数
(家族数) (%)	(家族数) (%)	(家族数) (%)	(家族数) (%)	(人)	(人)		
合計	1,389,920	100	630,472	100	305,648	100	2.9
既婚子どもなし	410,743	29.6	-	-	-	-	2.0
未婚子どもなし	144,557	10.4	-	-	-	-	2.0
既婚子どもあり	553,729	39.8	428,922	68.0	204,292	66.8	3.9
未婚子どもあり	93,058	6.7	86,176	13.7	59,293	19.4	3.6
単親(母親と子ども)	159,918	11.5	101,309	16.1	39,862	13.0	2.5
単親(父親と子ども)	27,915	2.0	14,065	2.2	2,201	0.7	2.3

出典：Suomen tilastollinen vuosikirja 1998, 1999, p. 82.

北欧諸国では、子どもを持つことやパートナーと生活をともにすることは、必ずしも既婚であることと同義ではない。離婚率、未婚・非婚カップル (avoliitto, 英語では cohabitation) の同居率、婚外子出生率が比較的高いことは、北欧諸国に共通した傾向であり、婚姻制度の社会規範的な意味合いが薄れている点も指摘されている (Millar & Warman, 1996, p. 12)。フィンランドでは、1997年には、出生100件につき約3分の1が婚外子として出生し、婚外子は第1子の半数以上、第2子の約3分の1、第3子の約4分の1を占めるまでになった (Korva, 1999)。

しかし、婚外子が増えているからといって家族崩壊が起こっていると短絡的に考えてはならないようだ。未婚カップルの絶対数が少なかった頃は、子どもの誕生前に正式に結婚するのが通例であったが、最近では第1子の誕生後に婚姻の手続きをするカップルが増えている。社会学者 Riitta Jallinoja は、「家庭を築くこと自体は、依然として多くの人々にとって重要な人生の目標であり、どのように家庭を築いていくかという点にのみ違いがある。結婚式を挙げて儀式を重んじることが大切だと思う人もいれば、形式にこだわらない人もいる。これは今日の価値観の多様化を表わしているにすぎない」と指摘している (Ibid.)。

3. 育児支援制度の概要

フィンランドでは、女性労働と出産・育児とを両立させるための社会政策として、出産・育児休業制度が確立している。具体的には、出産・両親手当金 (äitiys- ja vanhempainraha) は、263日 (週日計算、合計約44週間に相当) を上限として支給され、このうち105日は母親手当金 (äitiysrahakausi) 支給期間として母親だけを対象とする。残りの158日は両親のいずれかが1人または交替で利用できる。父親休業 (isyysslooma) は、出産の際に6.12日 (週日)、両親手当金支給期間中には6日と定められている (Kansaneläkelaitos, 1997a, pp. 1-3)。1997年には、両親手当金の受給者の内訳は、女性が102,000人、男性39,800人であり、同手当金は平均労働収入の67%であり、男性の1日あたりの手当金は平均264マルツカ¹⁾、女性では167マルツカで、父親休業の利用状況は平均15日であった (Tilastokeskus, 1998)。約1年間にわたる出産・両親手当金支給期間は、日本の現状のように育児休業中は収入が休業前の25%にまで激減するといった経

済的な不安もない。3歳未満の子どもの両親には、出産・両親手当支給期間が終了した後、さらに育児休業権と育児休業後の職場復帰権が認められている。

出産・両親手当支給期間の上限、263日を経過した後の保育については、子どもの両親には、(1)自治体の運営する保育サービスを利用する、(2)自宅育児手当金(kotihoidon tuki)を受給しながら自ら自宅で育児をする(3歳未満の子どもをもつ家庭が対象)、あるいは、(3)民間保育手当金(yksityisen hoidon tuki)を受給して民間の保育サービスに子どもを委ねる(学齢未満の子どもをもつ家庭が対象)という3つの選択肢が用意されている。1997年8月に発効した「子どもの自宅育児と民間保育の手当金に関する法律」(laki lasten kotihoidon ja yksityisen hoidon tuesta)は、自宅育児手当金と民間保育手当金の選択肢の法的根拠となっている。以下では、自治体保育、自宅育児および民間保育についてそれぞれ特徴を明らかにする。

(1)自治体保育

フィンランドでは、従来から、両親に、自治体の運営する保育所または家庭保育において子どもに保育を受けさせる権利が認められてきた。さらに、1996年1月の法改正は、市民の保育に関する権利をもう一步進めるもので、学齢(7歳)未満の子ども自身に、母親または父親の両親手当金受給期間が終了した後、自治体の運営する全日制の保育所または家庭保育を利用する権利が認められるようになった。以前は、保育については親が就業中に子どもを預ける場を得る権利という理解が支配的であり、子どもは保育において受け身の存在として認識されがちであったが、この改正は、保育について子どもの主体的権利(subjektiivinen oikeus, 英語では subjective right)を認め、子どもの法的地位を強化し保育を子どもの立場から見直すきっかけを提供している。

フィンランドの自治体保育は、保育所(päiväkoti)または家庭保育(perhepäivähoito, 日本でいう「保育ママ」に相当)の二種類から成り、家庭保育は主に保育者の自宅で行なわれ保育者1人に対して学齢未満の子ども4人が上限とされている。保育所か家庭保育かのいずれかを問わず、自治体保育サービスは、原則として利用開始の4か月前までであればいつでも申し込むことができる(Kansaneläkelaitos, 1997b, p. 2)。フィンランドでは、地方自治体は、市民の権利としての保育サービスを供給する法的義務を負い、保育サービスの供給者については、日本のような無認可保育所というカテゴリーはない。この点で、保育が長らく保育に欠けるケースへの行政的な措置として認識され、子供を含めた市民の権利として明確に位置付けられてこなかった日本の場合と、根本的な違いが指摘できる。

<表2. 自治体保育の料金算定基準>

自治体保育の料金：子ども1人につき月額1,000マルツカが最高額。各世帯の人数と収入によって算定され、100マルツカ以下になる場合には無料となる。保育料金は、世帯の月収から月収基準額を差し引いた金額に算定率を掛けて算出される。

世帯人数(人)	月収基準額(FIM)	算定率(%)
2	5,150	11.5
3	6,350	9.4
4	7,540	7.9

出典：Kansaneläkelaitos, 1997b, pp. 3-4.

1960年代末には、自治体保育の収容力は、学齢未満の子どもの7%にとどまっていた。1973年に「保育法」(päivähoitolaki)が制定されて以来、自治体保育の収容人数は家庭保育を中心に増加し続け、さらに自治体保育所も充実し1980年代末までには保育の需要に追いつくようになった。近年、家庭保育は、どちらかといえば地方よりは都市部でのサービス供給が充実し、また、主に3歳未満の乳幼児のために利用されることが多く、子どもの年齢が上がるにつれて保育所の利用が増える傾向にある(表3参照)。1980年代後半から近年までの自治体保育の利用状況の推移は、表4に示される。1990年代前半には自宅外で保育を受けていたのは学齢未満の子どもの約4割に過ぎず、残りは自宅で両親のいずれかによる育児、あるいは、7人に1人の割合で祖父母や知人・友人またはその他の保育者が学齢未満児を保育していたとされる。(Taipale et al. (eds), 1996, pp. 93-95)

<表3. フィンランドの自治体保育の利用状況(1995年)(%)>

	0~2歳児	3~6歳児	7~10歳児
自治体保育所	9	39	3
家庭保育	9	17	2
合計	18	56	5

出典：Taipale et al. (eds), 1996, p. 95.

<表4. フィンランド自治体保育の利用状況の推移(1985, 1996年)>

年	自治体保育所			家庭保育		合計 (人)	0~6歳児 全体に 占める割合 (%)
	計 (人)	全日保育 計 (人)	3歳未満 (人)	計 (人)	全日保育 (人)		
1997	141,045	109,733	18,071	78,582	67,472	219,627	49
1996	140,629	105,534	17,919	76,841	65,751	217,470	48
1995	125,031	95,075	16,392	65,580	56,230	190,611	42
1994	118,160	90,147	15,990	62,824	53,959	180,984	40
1993	112,671	85,626	15,492	61,806	52,982	174,477	39
1992	112,592	85,681	16,138	70,590	60,456	183,182	41
1991	112,539	83,577	16,929	82,595	70,848	195,134	44
1990	109,255	79,124	17,594	89,780	77,872	199,035	45
1985	96,263	53,745	13,103	76,672	67,329	172,935	38

出典：Suomen tilastollinen vuosikirja 1998, 1999, p. 433.

他の北欧諸国と比較すれば、フィンランドでは保育所や家庭保育に預けられている子どもの比率は低い。表5と表6は、北欧5ヶ国における1990年代の保育率(自宅外での保育を利用した子どもの比率)の推移を示している²⁾。フィンランドの保育率は、0.2歳児では1994年を、3.6歳児では1993年をそれぞれ境として増加に転じている。

<表5. 北欧5ヶ国における0.2歳児の保育率の推移 1990-1996年(%)>

(年)	1990	1992	1993	1994	1995	1996
フィンランド	22.9	17.9	16.3	16.3	17.4	21.6
デンマーク	45.6	47.9	49.3	49.5	45.6	48.2
アイスランド	14.6	13.6	15.6	20.5	22.4	23.9
ノルウェー	10.9	15.2	17.4	19.7	21.5	23.3
スウェーデン	-	-	-	32.2	36.0	38.5
北欧全体の平均値	-	-	-	29.9	31.1	33.8

出典：Nordic Statistical Yearbook 1998, 1998, p. 62.

<表 6. 北欧5ヶ国における3～6歳児の保育率の推移 1990-1996年 (%) >

	(年) 1990	1992	1993	1994	1995	1996
フィンランド	54.8	53.5	51.7	53.2	55.6	62.8
デンマーク	66.1	67.1	67.1	78.9	81.7	84.7
アイスランド	54.3	58.2	59.7	60.2	55.6	62.8
ノルウェー	57.5	65.8	68.4	71.0	72.8	74.7
スウェーデン	-	-	-	78.7	80.7	82.4
北欧全体の平均値	-	-	-	71.3	73.0	76.1

出典：Nordic Statistical Yearbook 1998, 1998, p. 62.

(2) 自宅育児(kotihoido)

自宅育児手当金の受給要件は、申請者の家庭に3歳未満の子どもがいないながら自治体の保育サービスを利用していないことである。3歳未満の子どもに加え学齢未満の子どもをも自宅で保育している場合には、自宅育児手当金は、3歳以上学齢未満の子どもについても支給される。ただし、子どもが、義務教育開始1年前の事前教育(esiopeetus)のために非全日制の自治体保育を利用している場合や、通常の学齢よりも1年早く義務教育のために通学し始める場合には、自宅育児手当金の支給対象とされる。自宅育児手当金は、出産・両親手当金の終了と同時に支給を開始でき、最年少の子どもが満3歳になるか自治体の保育に移行するまで、あるいは子どもの家族が第3の選択肢である家族保育手当金を選ぶまでの間支給される。この自宅育児手当金支給中の子どもの保育者とは、両親のいずれか、あるいは例えば親戚やその他のケアサービス供給者を指す。具体的には、自宅育児手当金は、手当金受給権のある子どもについてそれぞれ支払われる保育金(hoitoraha)と子ども1名に限定して支給される保育追加金(hoitolisä)とから成る(Kansaneläkelaitos, 1997b, p. 5)。1997年には、自宅育児手当金の支給は合計129,900件(民間保育手当金の受給者を含む)実施され、手当金の月平均支給額は1997年12月時点で2,164マルッカであった(Tilastokeskus, 1998)。

<表 7. 自宅育児手当金の概要>

(a) 保育金

3歳未満の子ども1名について.....月額1,500マルッカ

その他の子どもについては

- 3歳未満の子ども.....月額500マルッカ

- 学齢未満の子ども.....月額300マルッカ

(b) 保育追加金：月額1,000マルッカ(支給上限額)

保育追加金は世帯の子どもの数と毎月の収入に応じて算定される。つまり、世帯の月収が上限額を上回らないことを前提として、世帯の月収と下記の月収基準額との差額に算定率を掛けて算出した額を、支給上限額の1,000マルッカから差し引いた残りの金額が保育追加金として支給される。

世帯人数(人)	月収基準額(FIM)	算定率(%)	月収上限(FIM)
2	6,890	11.5	15,582
3	8,480	9.4	19,113
4	10,070	7.9	22,722

(c) 自治体追加金

さらに、自治体は自らの決定によって、自宅育児手当金の保育金または保育追加金に上乘せ金を追加することができる。

出典：Kansaneläkelaitos, 1997b, pp. 6-8.

(3)民間保育手当金(yksityisen hoidon tuki)

民間保育とは、学齢未満の子どもが自治体が承認する民間保育サービスによって保育されることを指している。民間保育手当金は、両親手当金の終了時から義務教育開始までを支給対象期間とする。3歳未満の子どもの両親には、自宅育児手当金か民間保育手当金かいずれかの選択肢がある。しかし、これら2種類の手当金を組み合わせることはできず、例えば、3歳未満の子どもについて自宅育児手当金が支給されるのであれば、他の兄弟姉妹について民間保育手当金が支給されることはない。民間保育手当金制度の対象となるケアサービス供給者とは、(イ)子どもの保育に関する法律にしたがって自治体の委員会に届け出た民間の個人または団体に、報酬を受け取って保育事業を行なう者、あるいは、(ロ)保育について子どもの両親と最低1か月間継続する契約をかわした者（同世帯の家族は除く）を指す。後者との関連で、親戚や友人などが保育契約もなく無報酬で子どもの保育にあたる場合には、民間保育手当金は支給されないが、3歳未満の子どもが家庭で育児されているのであれば、自宅育児手当金を申請することができる。(Kansaneläkelaitos, 1997b, p. 9)

<表 8. 民間保育手当金制度の概要>

- (a) 保育金：子ども1名につき月額700マルッカ
 (b) 保育追加金：月額800マルッカ（支給上限額）

保育追加金は世帯の子どもの数と毎月の収入に応じて算定される。計算方法は、前述の自宅育児手当金と同じで、追加金の支給は世帯の月収が上限額を上回らないことを前提とし、世帯の月収と下記の月収基準額との差額に算定率を掛けて算出した額を、支給上限額の800マルッカから差し引いた残りの金額が保育追加金として支給されることになる。月収上限額は、民間保育手当金の方が自宅育児手当金よりもやや低く設定されている。

世帯人数(人)	月収基準額(FIM)	算定率(%)	月収上限(FIM)
2	6,890	11.5	13,843
3	8,480	9.4	16,986
4	10,070	7.9	20,191

(c) 自治体追加金

自宅育児手当金と同様、自治体は自らの決定によって、民間保育手当金の保育金または保育追加金に上乗せ金を追加することができる。

出典：Kansaneläkelaitos, 1997b, pp. 9-11.

民間部門の社会福祉サービスに関する1997年統計(Kauppinen, 1998, p. 16)によれば、民間保育所は371カ所あり、民間保育所を利用する子どもは計11,405人で0~6歳児全体の2.6%に相当し、うち7,897人(69%)は全日制保育、残りの3,508人(31%)は非全日制保育(1日につき5時間未満の保育)であった。民間保育の子どもたちの3分の1はヘルシンキ首都圏に住んでおり、民間保育所そのものも大半が国土南西部のウウシマー(Uusimaa)地方(首都圏を含む)またはその他の主要都市に集中している。一方、保育契約に基づいて個人が行なう民間保育サービスについては公式の統計は作成されていないが、「民間社会福祉サービスの監督に関する法律」(1996年)によって、個人による民間保育サービスも県庁への届け出を通じて公の監督・管理下におかれている。

4. 育児をめぐるイデオロギー対立

自宅育児手当金制度が計画された1990年代前半は、フィンランドは大量失業を伴う経済不況期にあり、この時期、3歳未満の子どもの両親の7割以上が自宅育児手当金を選び、主に母親が自宅で育児を行っていた(Taipale et al. (eds), 1996, p. 96)。1996年の失業率は、男性16.1%、女性16.5%、合計16.3%であった(Tilastokeskus, 1998)。原則として、失業者が自宅育児手当金を受給する場合には、失業手当から自宅育児手当金が差し引かれる。ただし、両親のいずれかが自ら自宅で3歳未満の子どもの育児しかつ失業中の求職者でない場合には、もう一方の配偶者の受給する失業手当から自宅育児手当金が差し引かれることはない。両親のいずれもが失業手当を受給している場合には、自宅育児手当金はその受給者である一方の親の失業手当からのみ差し引かれる(Kansaneläkelaitos, 1997b, p. 8)。したがって、在職者(主に被用者)が3歳未満の子どもの保育のために育児休業(hoitovapaa)制度を利用するのであれば、自宅育児手当金制度は、給与の支払いが中断する育児休業期間について、育児労働に対する一種の社会的報酬として、育児休業中の被用者の最低限の経済基盤を保障する。

フィンランドの労働市場の現状からすれば、自宅育児手当金は、失業中の女性に自宅で自分の子どもを育児することを奨励してかのようにもみえる。上述のように、0~6歳児のうち、自治体保育利用者の占める割合が49%、民間保育所が2.6%であれば、残りの48.4%は自宅育児か個人契約の民間保育ということになる。しかし、現状はそう単純ではないようだ。1996年の法改正で、自治体保育において子どもに主体的権利として保育を受ける権利が認められたことで、さまざまな変化や波紋が生じている。この法改正以前であれば、両親のいずれかが出産・両親手当金を受給して自宅で乳児の育児をすることになった場合には、その乳児の兄弟の自治体保育は中断されることになっていた。法改正後は、両親のいずれかが自宅で乳児を育児している期間中も、その兄弟の自治体保育が中断されることはなくなった。こうしたケースの大半が両親のいずれかが失業中の場合であり、1999年3月には約5,000件に及ぶとされ、保育所利用者全体の約225,000人の約2.3%に相当する。このような状況は、法改正によって、各種の手当金の受給は親の権利である一方、自治体保育は子ども自身の権利として位置付けられることになったために生じている(Helsingin Sanomat紙1999年4月3日付社説)。

首都圏のエスポー市では、従来から自治体保育所の保育サービスが需要に追いつかないでいるが、全日制保育では出産・両親休業者の子どもの受け入れが増加し失業者の子どもを上回るようになり、半日保育は出産・両親休業中の親の希望に合わないのが新たに実施されることはなく減少しつつある。自治体によっては、新たに子どもが生まれた場合その兄弟を自動的に半日保育に移行させるところや、ケースごとに親との協議によって解決するところもある。自治体保育は、安全で信用できる保育サービスとして、第一義的には働いている親たちにとって不可欠であるばかりでなく、今や、親が就労しておらず自宅にいる場合でも子どもにとって欠かせないものになっている。当然ながら、自治体保育をめぐるこのような現状については、賛否両論がある。出産・両親手当金と自治体保育の併用を肯定する立場からは、とりわけ保育所が子どもにさまざまな刺激を与える場所として機能している点が強調されており、この保育所肯定論はフィンランド国内で広い支持を得ている。批判論は、社会が豊かになり保育サービスが拡充した反面、親たちの間には自治体保育を過大評価し育児における親自身の役割や親子関係を過小評価する傾向がみられると指摘する(Lindberg & Repo, 1999)。

自治体保育が子どもの主体的権利となったことに社会的関心が集中するあまり、福祉サービスとしての保育サービスの費用という経済的な視点があいまいになりがちだという批判もあるつまり、保育所入所への順番を待つ行列ができていた時でさえも、保育サービスの利用は自明の既得権と認識されがちで、保育サービスの所得再分配機能が忘れられているというのである経済的な視点からすれば、自治体の保育サービスは、子ども1人につき1か月で平均約4,000マルッカの費用がかかっているが、現在の保育料金システムでは保護者の費用負担は月1,000マルッカが上限であり、自治体保育にかかる費用の大半は、税金や中央政府の交付金から自治体が賄っており、この意味で、保育サービスは、子どもを持つ家族を対象とする所得再分配の機能をも果たしている(*Helsingin Sanomat* 紙1999年4月3日付社説)。個々の家計にしてみれば自治体保育の料金は親の収入によって決まるため、出産・両親休業中の親にとっては自治体保育の料金は割安なものになりがちである。自治体連合(Kuntaliitto)の社会保健部長 Tuula Taskulaによれば、自治体保育を利用する子どもが2人いてさらに第3子が生まれ出産・両親手当金が支給される場合、1年間で200,000マルッカ以上の費用が社会負担になるとされる(Lindberg & Repo, 1999)。

出産・両親手当金を受給しながら他の子どもを保育所に通わせることは、自治体にかかなりの経済的負担をもたらすだけでなく、たとえ失業して自宅にいることが母親本人の選択ではないとしても、職場に復帰して子どもを保育所に預けている場合や職場に復帰しようとして保育所入所の順番待ちをしている場合に対して、経済的・社会的公正からすれば微妙な問題があると言わざるを得ない。しかし、1999年3月の総選挙では、もはや自治体保育への子どもの主体的権利や保育所肯定論に真向から反対する声は上がらなかった。複数の子どものために出産・両親手当金と自治体保育の両方を利用しているケースが全体の2.6%にとどまっていることや、一旦認められた主体的権利を否定することはフィンランド福祉国家では不可能に等しいことなどが、この現状の容認の背景であると考えられる。

出産・両親手当金と自治体保育の併用について、世代によって育児への考え方が変化しているためとする説もある。今日、祖父母となる世代(主に60歳前後)が幼い子どもを育てた時(約30年前、1950年代末から1960年代)には、子どもたちはすべて親が自分で育児すべきという考え方が支配的で、実際にも母親が家庭にいることが多かったので、親による育児が一般的であった。現在の母親たち(主に20歳後半から30歳前半)にとっては、共働きは当然であって、自分の母親たちとは違う価値観・育児観を身に付け、自分の子どもを自治体保育所に預けるか自分で保育するかという選択肢もある(*Helsingin Sanomat* 紙1999年4月3日付社説)。

一方、ヴァンター市の保育問題専門員 Titta Tossavainen によれば、乳児のための出産・両親手当金を利用しつつ同時にその兄姉の自治体保育の継続も強く要望される背景として、親たちの間に自治体保育に対して不信感があるためという見解を示している。とりわけ、自治体保育が需要を満たしておらず常に入所待ちの状態にある都市圏の自治体では、一旦自治体保育を離れば以前と同じ保育に戻れる保障はない。ラハティ市の自治体保育所では、保育所を離れる子どもには復帰を保障しているが、こうした措置を取った都市自治体の保育所では、出産・両親手当金受給者の子どもは失業者の子どもよりも少なくなっている(Lindberg & Repo, 1999)。

自治体保育に関する子どもの主体的権利には、1995年の総選挙後の組閣協議の終盤で、グリーン連盟(Vihreiden liitto)のイニシャティブによって新内閣の政策プログラム的一端として採択

され、1996年に法改正を経て実現の運びとなった経緯がある。1998年9月末の国会では保育を含む家族政策における最新の課題が議論されたが、ここでも左派・右派の政治イデオロギーの対立が露呈している。グリーン連盟の Tuija Brax は、「欧州連合下の経済統合などに関心が高まる中で社会の共同責任を放棄することになってはならない。家族政策の一環である無料で良質の教育も危機にさらされつつある」として、福祉国家の存在意義を強調した。保守系の国民連合党の党首 Sauli Niinistö は、両親のいずれかが失業中の場合についても子どもが自治体保育を利用できるよう保障すべきとする主張に対して、「子どもと過ごす時間がありながら、親が子どもから逃げようとするのは、人道上受け入れがたいことだ」と強く反論した (Mölsä, 1999)。

政治家以外にも、保育所肯定論に懐疑的な態度を露わにする人々がいるようだ。例えば、Vainö Voutilainen は、フィンランドの女性は、1930年代ならば家事・育児に専念し母親役割を果たしていれば十分であったのが、今や、家庭と職場と保育所とスーパーマーケットの間を毎日慌ただしく駆け回らなければならず家庭からは余裕が失われ子どもにもストレスが生じ、さらに、保育所の整備は子ども1人につき年間約4万マルッカもかかり福祉国家の負債増の一因でもあるという見解を示している (Voutilainen, 1999, p. 74)。Voutilainen の意見は、福祉国家の保育政策が女性の社会進出・自己実現を支えてきたとする福祉国家・保育所肯定論に対する反論として提起されたものであるが、女性の母親役割を強調することで男性（父親）の本分は育児よりも就労にあるという性別役割分業を明かに支持している。

Arja Leppänen は、Voutilainen への反論で、女性とりわけ母親の職場・社会進出によって社会がおかしくなったという見解は以前にも示されてきたもので、失業から暴力犯罪までその時々々の社会問題の解決策として母親の家庭復帰が語られると指摘している (Leppänen, 1999)。保育制度が充実し共働きが一般化しているにもかかわらず、女性労働や共働きに対する批判の声が公然とあがる背景としては、やはり昨今の大量失業が看過できない。いずれにせよ、フィンランドでも、今や保育所が数多く設立され共働きが普通であるからといって、子育てに関して世論が一枚岩としてまとまっているのではなく、むしろ、保育や育児についてさまざまな見解があり、その時々々の社会・経済情勢を反映しつつ議論が続けられていくのである。

5. 育児をめぐるフェミニスト・ジレンマ

「男性は、出産立ち合い、育児、家事、育児デイケア・センターのクリスマスパーティーへの参加を求められてきたが、女性そのものになるような変化を要請されることはない」という Anneli Anttonen (1997, p. 195) の指摘は、フィンランドのジェンダー関係の核心を解明し、また、福祉国家へのフェミニスト・ジレンマを理解する上で興味深い。「産む性」そのものと「産む性」であることから派生する「育む性」との関係において、女性は、育児・家事と労働の狭間で葛藤することになる一方、男性が育児・家事への係りを深める背景には、保育所や広報などの外部社会やパートナーからのほたらきかけが欠かせない。フィンランド社会保健省の社会健康研究開発センター (STAKES) 発行のパンフレット *Meille tulee vauva*³⁾ (私たちに赤ちゃんができる) は、「育児は両親の役目であり、父親は、授乳 (母乳) 以外ならば育児に必要なことは何でもできる」と明言している (STAKES, 1994, p. 39)。

しかし、子どもの誕生後、育児への関与においてギャップが生じやすいパートナー間の関係については、「産む性」は女性であるから出産後も引き続き女性が「育む性」の大半を受け持つのが自然であるとするか、あるいは、男性の「育む性」もさらに引き出すべきであるとするか、フィンランドでも見解が分かれている。上述のように保育への男性の参加を奨励し男女平等をさらに促進しようとする啓蒙的な動きがありながら、また同時に、性別分業も維持・再生産され、育児支援制度が整備されたフィンランドにも、育児におけるジェンダー関係との関連では課題が残されている。

フィンランドの育児支援制度は、育児における男女平等を推進することよりもむしろ、女性が育児と労働とを両立できるようにすることを第一義的な政策目標として機能してきた (Millar & Warman, 1996, p. 31)。実際この政策目標は十分に達成されており、出産後の約一年間の休業もその後の職場復帰も就労者の権利として社会的に定着している。したがって、子供のいない女性の同僚や上司の視線を気にしながら出産・育児休業制度を利用するといった状況からは、フィンランドの女性は解放されている。ところで、この育児休業制度は、1歳未満の乳児の育児を通じて母子の絆を支援する機能をも果たしている。法制度に加えて、一般の育児書は、医学的な見地から母親が乳児にできるだけ長く母乳を与えることが望ましいとする母乳主義を強く勧めている。たとえば、フィンランドで広く読まれている出産・育児ガイドブックには次のような一節が掲載されている。

フィンランドの統計によれば、生後6か月の乳児のうち、母乳のみあるいは混合で授乳されているのは半数以下である。私たちの文化圏では、子どもに1年以上母乳を与えてはいけないという考え方が一般的である。しかし、長期間母乳を与えられた子どもが母親に過度に依存するようになったり、そうした子どもが独立性に欠けるといったことを示す証拠は全くない。授乳についての最新の国際的な勧告では、子どもへの母乳授乳は少なくとも満2歳になるまで続けるべきとされている。(Hofsten & Lidbeck, 1995, p. 93)

乳児、母親、そして父親の三者の関係は個々のケースにおいて模索されなければならないが、医学上の母乳のメリットを強調する立場から、母乳をできるだけ長く与えるのが子どもにとって理想的だとする母乳主義は、現実には乳児と母親の関係を強調する母性主義を奨励しているのと大差ない。医学的な見地に基づいて母乳主義を唱えるのであれば、それを父性への支援とどのように折り合いをつけるのか、さらに議論を深める必要がある。そうでなければ、育児の初期段階において父親は影の薄い存在にとどまりがちである。

「共働きモデル」、「働き手と主婦(主夫)の分業モデル」、あるいは、共働きモデルと分業モデルが同時に混在する「混合モデル」のいずれであるかを問わず、女性が「産む性」であることには変りない。出産そのものと子供を育むことは同義ではないにもかかわらず、「産む性」であるのは女性であること自体がすでに女性を男性よりも育児に一層深く関与させることになりがちである。社会もそうした育児への関与における男女間の相違を自然のこととして容認しがちである。「共働きモデル」においても両親休業・育児休業制度の利用者は女性(母親)が多数を占めている。こうした現状では、「産む性」と「育む性」とを同一視する見解が維持・再生産されやすい。

Harriet Silius (1995, p. 59)は、北欧型福祉国家の特徴の一つとして、ケア・ワークは社会全体の責任で行なわれるべきであるという理解に基づいて、ケア・ワークの大半が専門教育を受け

たプロフェッショナルな専門家集団に委ねられるようになった点を指摘している。働く母親への社会的支援がケア・ワークの専門職化によって実現し充実してきたこと自体は、女性労働を家庭の存続と両立させる上での政策的な選択とみなすことができる。一方、フィンランドの福祉国家では、他国と同様、保育サービスや、高齢者支援介護・看護サービスなどのケア・ワークの分野の労働力は女性が主力を占めている。女性の労働参加において中心的な役割を果たしたのは公共部門であり、とくに福祉部門は 1950 年代末以降のフィンランド福祉国家の急速な発展とともに、女性の雇用を確保すると同時に女性の就労と家庭生活の両立を支援してきた。この意味で、フィンランドの福祉部門は、労働力の女性化の典型的な様相を呈している。

ケア・ワークとジェンダーの関係は、これまでも多くの研究者によって議論されており、各国の事例研究も多々発表されている。ケア・ワークの専門職化は、育児や高齢者・障害者介護へのソーシャル・サポートを実現する上で必要不可欠であり、女性を家庭に束縛することなく就労を可能にしてきた点で、北欧型福祉国家による官製フェミニズムの要ともいえる。一方で、フェミニスト研究者の福祉国家・官製フェミニズム批判は、既存のジェンダー観や性別役割分業そのものが再検討されることなく、育児や高齢者へのケア・ワークに携わる社会福祉サービス部門と女性労働の相互依存を高める形で福祉国家が発達・拡大してきた点を問題視している。

この結果、女性の社会進出にもかかわらず、保育・介護といったケア・ワークを女性の仕事とする伝統的なジェンダー観そのものは温存されがちであり、ここで、先に議論した社会的母性論や家事イデオロギーも想起される。今から約 1 世紀前、19 世紀末や 20 世紀初めの女性問題の論客たちが社会的母性論を論じた頃のフィンランドは、現在のフィンランドとは人口規模や社会・経済構造からしても根本的に異なる社会であったことを忘れてはならない。それでも、育み・いたわる能力を女性の天性の素質とみなし、女性の職業適性の原点として位置付けた社会的母性論的な考え方は、フィンランドが福祉国家として発展を遂げた今日まで、ケア・ワークに関するジェンダー観に少なからず引き継がれていると考えられる。

ケア・ワーク、教職、服飾・繊維、事務といった分野が実質的に女性の職業となっている現状は、裏返せば、技術分野は男性の職業という男女の棲み分けを示唆している。Tuula Gordon と Elina Lahelma による学校教育とジェンダー観の関係に関する研究によれば、物理科目が女子高校生の間で人気が高いことの原因は、物理教育の在り方や技術教育と物理科目の関連性ではなく、むしろ、物理への関心が低いことは女性の自然的な特性のためであると考えられており、同様に、男子高校生にありがちな言語科目への消極的な姿勢も自然のこととされている。このように、学校教育は、基本教育方針がジェンダーについての中立性を保ち男女平等の促進への理解に基づいていながらも、科目内容への選好傾向を通じて、ジェンダー中立とは程遠いジェンダー差異化の状況を維持・再生産する傾向にある (Gordon & Lahelma, 1992, pp. 319-320)。

6. 結語

市民生活の後見人的な福祉国家は、社会保障による所得保障にとどまらず多種多様な福祉サービス供給を充実させサービス国家化を遂げ、市民の生活・家庭の隅々にまで浸透していったが、このことで既存のジェンダー観の見直しの必要性がかえって曖昧にされてきたとも考えられる。共働きと育児・家庭生活の両立に生じる諸問題についての政策的対応は、福祉国家の自明の義務と考えられてきた。社会民主主義的な言い回しで表現するならば、社会国家は市民の権利を保障する義務があり、市民とくに女性の就労・育児権も保障・実現されなければならない。しかし、女性の諸権利の実現・保障を通じて結果の平等としての男女平等を達成すべきというアプローチからだけでは、男女平等な権利保障が実現しながら、では、なぜ既存のジェンダー関係の見直しが遅々として進まないかというフェミニスト・ジレンマを解明することは困難である。女性、男性、そして福祉国家という3者間の関係において、フィンランド福祉国家が性別・年齢などにかかわらず市民の諸権利を実現すべく広汎な福祉政策を展開しながらも、ジェンダー関係の見直しの作業には1980年末まで消極的であったことを想起する必要がある。これは、福祉国家が政策課題を女性労働への支援として認識してきたからにほかならず、ジェンダー観の見直しが直接的には政策課題の対象とされてこなかったことを意味する。

フィンランド福祉国家が、法制度面からのアプローチだけでは変えられないジェンダー観、職業選好およびジェンダー・アイデンティティ形成にどのように対処していくのか、今後の展開を見守る必要がある。さらに、今日、子どもの人権が強化された結果、議論の枠組みは、女性、男性、福祉国家そして子どもという4者間の関係の在り方へと広げられたことになる。現在のフィンランド国内の政党間の勢力関係や連立関係からすれば、子どもにとっての最善をめぐる家族政策上のイデオロギー対立が近い将来容易に解消されるとは考えられない。子どもが法律上これまで以上に大人と対等の地位に置かれるようになったことで、福祉国家に関するフェミニスト研究もさらに射程を広げる必要に迫られるであろう。

註

1) 1フィンランド・マルッカ(FIM)は、19.32円(1999年10月6日付、<http://www.xc.net/ucc/convert.cgi>)。

2) 北欧諸国の保育制度は、国によって少しずつ異なる。例えば、デンマークでは、保育施設としては、0~2歳児用の乳児保育所、3~6歳児の幼児保育所、6~9歳児用の学童保育所、さらに0~6歳児の年齢統合保育所があり、さらに、おもに0~2歳児を対象とした家庭保育(保育ママ)がある(田口, 1998, pp. 30-31)。

3) このパンフレットは、日本の母子健康手帳の副読本『赤ちゃん-そのしあわせのために』に相当する。ただし、フィンランドでは、母子手帳制度はない。

引用文献

- Anneli Anttonen (1997) *Feminismi ja sosiaalipolitiikka. Miten sukupuolesta tehtiin yhteiskuntateoreettinen ja sosiaalipoliittinen avainkäsite*. Tampere University Press, Tampere.
- Ellingsæter, Anne Lise (1998) "Dual Breadwinner Societies", *Acta Sociologica, Journal of the Scandinavian Sociological Association*, Vol. 41, No. 1, 1998, pp. 59-73.
- Gordon, Tuula & Lahelma, Elina (1992) "Tyttöjen toiseus opetuksessa ja koulutuksessa", *Letit liehumaan. Tyttökulttuuri murroksessa*, Sari Näre & Jaana Lähteenmaa (eds), Suomalaisen Kirjallisuuden Seura, Helsinki, pp. 314-327.
- Haavio-Mannila, Elina (1970) *Suomalainen nainen ja mies. Asema ja muuttuvat roolit*. Werner Söderström Osakeyhtiö, Porvoo, Helsinki.
- Helén, Ilpo (1997) *Äidin elämän politiikka. Naissukupuolisuus, valta ja itsesuhde Suomessa 1880-luvulta 1960-luvulle*. Gaudcamus, Tampere.
- Helsingin Sanomat, pääkirjoitus* (1999), 3. huhtikuuta 1999 (03.04.1999), internet: <http://www.sanomat.fi>.
- Hofsted, Kristina & Lidbeck, Lena (1995) *Lapsi. Käsikirja vanhemmille. Odotus ja synnytys. Lapsen ensimmäiset kuusi elinvuotta*. (Translated from the Swedish original work *Stora boken om barn* into Finnish by Laura Jänisniemi) Gummerus, Jyväskylä & Helsinki.
- Jaakkola, Jouko (1994) "Vastuu lähimmäisistä", *Armeliaisuus, yhteisöapu, sosiaaliturva. Suomalaisten sosiaalisen turvan historia*, Jouko Jaakkola et al. Sosiaaliturvan keskusliitto, Helsinki, pp. 143-161.
- Julkunen, Irma (1988) [1986] *Raittius kansalaisuskontona. Raittiusliike ja järjestäytyminen 1870-luvulta suurlakon jälkeisiin vuosiin*. Suomen Historiallinen Seura, Helsinki. (2. painos)
- Kaarninen, Mervi (1995) *Nykyajan tytöt. Koulutus, luokka ja sukupuoli 1920- ja 1930-luvun Suomessa*. Suomen Historiallinen Seura, Helsinki.
- Kansaneläkelaitos (1997a) *Tunne perusturvasi 2: 1997. Lapsiperheelle. Lapsen ja vanhempien etuudet lapsen synnytyksessä, kasvaessa ja sairastaessa*, Helsinki.
- Kansaneläkelaitos (1997b) *Pienten lasten hoidon tukeminen*, Helsinki.
- Kauppinen, Sari (1998) *Yksityiset sosiaalipalvelut 1997*, STAKES, tilastoraportti 15/1998, Helsinki.
- Kinnunen, Merja (1996) "Naiset ja miehet väestötilastoissa", *Työelämän sukupuolistavat käytännöt*, Merja Kinnunen & Päivi Korvajärvi (eds), Vastapaino, Tampere.
- Korva, Marjo (1999) "Yli puolet Suomen esikoisista syntyy avioliton ulkopuolella", *Helsingin Sanomat*, 18. tammikuuta 1999 (18.01.99), internet: <http://www.sanomat.fi>.
- Leppänen, Arja (1999) "Eipäs syytetä isiä", *Helsingin Sanomat*, 19. toukokuuta 1999 (19.05.99), internet: <http://www.sanomat.fi>.
- Lindberg, Marjut & Repo, Päivi (1999) "Vanhempainlomalla olevien esikoisia entistä enemmän päivähoidossa", *Helsingin Sanomat*, 31. maaliskuuta 1999 (31.03.99), internet: <http://www.sanomat.fi>.

- Millar, Jane & Warman, Andrea (1996) *Family Obligations in Europe*, Family Policy Studies Centre, London.
- Mölsä, Jouni (1999) "Eduskunnassa vaadittiin parannusta perheen asemaan", *Helsingin Sanomat*, 25. syyskuuta 1998 (25.09.99), internet: <http://www.sanomat.fi>.
- Nordic Statistical Yearbook 1998* (1998), Statistics Denmark, Vol 36 (edited by Inge Fledbæk), Nord 1998: 1, Nordic Council of Ministers, Copenhagen.
- Rantalaiho, Liisa (1997) "Contextualizing Gender", *Gendered Practices in Working Life*, Liisa Rantalaiho & Tuula Heiskanen (eds), MACMILLAN, London.
- Silius, Harriet (1995) "Sukupuolitetun ammattillisuuden julkisuus ja yksityisyys", *Naiset yksityisen ja julkisen rajalla*, Leena Eräsaari et al. (eds), Vastapaino, Tampere, pp. 49-64.
- STAKES (Sosiaali- ja terveystalouden tutkimus- ja kehittämiskeskus) (1994) *Meille tulee vauva*, 13. uusittu painos, Helsinki.
- Suomen tilastollinen vuosikirja 1998* (1999), Tilastokeskus, Helsinki.
- 高橋睦子 (1999a) 「フィンランドの福祉国家と女性労働」『大原社会問題研究所雑誌』 No. 485 (1999年4月号), pp. 16-31.
- 高橋睦子 (1999b) 「フィンランドにおける女性労働と男女平等の展開」『日雇労働者・ホームレスと現代日本』(社会政策学誌第1号, 社会政策学会年報通巻43集)pp.215-234
- 田口繁夫 (1998) 「デンマークの社会福祉サービス・I. 児童・家族福祉」, 『世界の社会福祉: デンマーク・ノルウェー』, 仲村優一 & 一番ヶ瀬康子 (編集委員会代表), 旬報社.
- Taipale, Vappu et al. (eds) (1996) *Sosiaali- ja terveydenhuollon perusteet*, WSOY, Helsinki.
- Talve, Ilmar (1979) *Suomen kansankulttuuri. Historiallisia päälinjoja*. Suomalaisen Kirjallisuuden Seura, Helsinki.
- Tilastokeskus (1998) *Naiset ja miehet numeroina*. <http://www.stat.fi> (24.8.1998)
- Tilastokeskus (1999) *Perheet*. <http://www.stat.fi> (31.3.1999)
- Turpeinen, Oiva (1987) "Lastensuojelu ja väestönkehitys. Lastensuojelun lääkinöllinen ja sosiaalinen kehitys Suomessa", *Suomen lastensuojelun historia*, Panu Pulma & Oiva Turpeinen, Lastensuojelun Keskusliitto, Helsinki, pp. 269-446.
- Vattula, Kaarina (1989) "Lähtöviivallako? Naisten ammatissatoimivuudesta, tilastoista ja kotitaloudesta", *Tuntematon työläisnainen*, Leena Laine & Pirjo Markkola (eds). Vastapaino, Tampere, pp. 13-38.
- Väinö Voutilainen (1999) "Naisen paikka?", *Suomen Kuvalehti*, 19/1999 (14.5.1999), p. 74.